

標 識

下記特定空家等の所有者の相続人は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき措置をとることを、令和７年２月２５日付け三次建都指令第５８号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 三次市三次町１２９７番地２

（家屋番号１３２３番）

用 途 店舗・居宅，居宅

2 措置の内容

- (1) 特定空家等における建築物及びこれに附属する工作物等を措置の期限までに全部除却すること。
- (2) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等（廃棄物を含む。以下同じ。）を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
- (3) 特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

建築物全体における屋根の腐朽により、屋根の崩落、外壁の変形や破損、柱・はりの破損、開口部（窓ガラス等）の割れがあり、周辺へ被害や危険が及んでいる。

三次市三次町１２９７番２３及び三次市三次町１２９７番２４に建つ部分の南側市道に面する２階外壁が変形し、ひび割れが進行している。

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態である。

4 命令の責任者 三次市建設部都市建築課長 熊谷 宏惣

連絡先：０８２４－６２－６３８５

5 措置の期限 令和７年５月２５日